公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行 政法人の名称	支出元独立行政法人の 法人番号	交付又は支出先法人名 称	契約の相手方の法人番 号	名目·趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
											国認定、都道府 県認定の区分
文部科学省	国立研究開発 法人防災科学 技術研究所		公益財団法人 都道府県センター	2010005003854	会議室料	417,340		2019年12月19日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発 法人防災科学 技術研究所	3050005005210	公益社団法人 日本材料学会	4130005012412	論文掲載料	125,510		2020年1月27日		公社	国認定
	国立研究開発 法人防災科学 技術研究所		公益財団法人 つくば科学万博記念財団	1050005010724	研修費	681,680		2020年3月2日		公財	国認定
	国立研究開発 法人防災科学 技術研究所		公益社団法人 日本気象学会	6010005003710	論文掲載料	133,980		2020年3月2日		公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。